

有害大気汚染物質で3物質の指針値設定

- 中環審健康リスク専門委 -



The Knights

中央環境審議会大気環境部会の第2回健康リスク総合専門委員会が先月29日に開催され、「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方」(案)をまとめた。それによると、モニタリング対象となっている19物質のうち、塩化ビニル 水銀及びその化合物 ニッケル化合物 - の3物質による健康リスク低減を図るための指針値を定めたほか、環境基準がまだ設定されていないアクリロニトリルなど12物質についても、7月をめどに指針値を設定するとしています。

指針値の設定は、大気モニタリングの評価に当たっての指標 事業者による排出抑制努力の1つの指標 - の機能を持つとされていることから、有害大気汚染物質の暴露による健康リスクを低減することが見込まれています。

健康リスク評価(案)によると、指針値は1立方メートル当り塩化ビニルが10 μ g、水銀及びその化合物0.04 μ g、ニッケル化合物が0.025 μ gで合意した。

塩化ビニルについては、人に対して発がん性を持つことを示す疫学的データが数多く蓄積されており、塩化ビニルモノマーは人に対して発がん性があると評価していますが、出生直後からの暴露によって影響の度合いが変化する可能性、また肝細胞がんに対する定量的評価について知見が必要としています。

水銀は、多くの化学形態があり、化学種により暴露経路、毒性、標的臓器が異なります。水銀蒸気が発がん性を持つという確実な証拠はなく、呼吸器系及び尿細管障害などの急性影響があるほか、神経系、腎、免疫系、生殖系への慢性影響があるため、水銀蒸気の毒性については閾値があるとして取り扱うこととしています。

ニッケル化合物については、国内における最近の大気モニタリング調査によると、01年度データで一般環境のニッケルの平均濃度が0.0052 μ g/立方メートルでした。ニッケル化合物の人に対する発がん性を重視し、精錬所という特殊な環境下で得られた同指針値を一般環境に外挿することとした。

指針値の具体的な活用方法については、排出抑制専門委員会で検討する必要があるとしています。今回定められた、指針値は暫定的なものとしており、今後随時見直していく考えです。

参照出来る数値が示されていなかった15物質については、最新のデータをもとにリスクにかかわる一定の評価をした上で指針となる数値を示す手法の導入が急務となっていました。

資料:2003年6月4日付 環境新聞

元素分析課 岡田伸美

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
U R L : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

